（電離放射線障害防止規則の一部改正）

第七条　電離放射線障害防止規則（昭和四十七年労働省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第五十七条の二に次の一項を加える。

3　事業者は、医師から、前二項の意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。

（石綿障害予防規則の一部改正）

第八条　石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第四十二条に次の一項を加える。

2　事業者は、医師から、前項の意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。

（東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則の一部改正）

第九条　東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成二十三年厚生労働省令第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二十二条に次の一項を加える。

2　事業者は、医師から、前項の意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。

附　則

この省令は、平成二十九年六月一日から施行する。

○農林水産省令第十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条の四第一項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月二十九日　農林水産大臣　山本　有二

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成二十五年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一硫酸セフキノムを有効成分とする注射剤の項の次に次のように加える。

セフチオフルを有効成分とする注射剤	牛	1日量として体重1kg当たり6.6mg（力価）以下の量を耳根部皮下に注射すること。	食用に供するためにと殺する前14日間
	豚	1日量として体重1kg当たり5mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前70日間
塩酸セフチオフルを有効成分とする注射剤	牛	1日量として体重1kg当たり1mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前12日間又は食用に供するために搾乳する前12時間
	豚	1日量として体重1kg当たり3mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前3日間

附　則

この省令は、公布の日から施行する。